

- ・ 地方分権の推進
- ・ 財政逼迫
- ・ 自治体間の競争原理の表出
- ・ 情報技術の進展
- ・ 少子高齢化による労働力人口の減少
- ・ 定年退職した世代の増加
- ・ 人口減少、世帯規模の縮小による地域コミュニティ構成員の減少
- ・ 人口減少と高齢化による地縁的コミュニティの弱体化
- ・ 旧住民の高齢化、新住民とのコミュニケーション不足によるコミュニティの弱体化
- ・ 市民ニーズ、ライフスタイルの多様化

平成16年以降の関連年表

年	月	富士見市の動き	国の動き
平成 16年	3月	東入間警察署と防犯に関する相互協力協定を締結	
		富士見市商業活性化ビジョン策定	
	4月	<b>富士見市自治基本条例施行</b>	個人情報の保護に関する基本方針策定
	5月		合併関連3法成立
			・ 市町村の合併の特例等に関する法律
			・ 地方自治法の一部を改正する法律 ・ 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律
7月	手話通訳派遣事業開始 市民福祉活動センター「ぱれっと」オープン		
平成 17年	3月	次世代育成支援行動計画策定	
		行政経営改革指針策定	
		中心市街地活性化基本計画策定	
	4月		市町村の合併の特例等に関する法律施行（5年間の時限立法）
			個人情報の保護に関する法律完全施行
			ペイオフ前面解禁 地域再生法公布・施行
7月	水谷東地域安心安全ステーションモデル事業開始 行政経営戦略会議発足		
平成 18年	2月	東入間警察署・市・東京電力志木支社で「地域安全の協力に関する協定」締結	
	4月	第4次基本構想後期基本計画策定	
	6月	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定を締結	
	8月	電子申請・届出サービス開始	
	10月	市若手職員による政策提言プロジェクト報告会	
	12月		地方分権改革推進法成立
平成 19年	3月	地域包括支援センター開始	
	4月	安全安心なまちづくり防犯条例施行	地方分権改革推進法施行（3年間の時限立法）
	6月	災害時等における応急対策活動に関する協定を締結	
	10月	富士見市をきれいにする条例施行	
	12月	青色防犯パトロール隊発足	

富士見市自治基本条例の構成と関連規則・取組み等

資料2

富士見市自治基本条例 平成16年03月22日 条例第9号 平成16年04月01日施行

前文	章	条項	内容	関連規則・取組み等
			基本理念	
第1章	総則	第1条 目的	市民参加と協働を基調とし、市民の知恵と力を生かした自治の推進を図る	
		第2条 定義	市民、市民参加、協働の各定義	
第2章	基本原則	第3条 情報の共有の原則	まちづくりに関する情報共有	
		第4条 市民参加の原則	市民参加による市民意思の市政反映	
		第5条 協働の原則	市民と市は協働によるまちづくりを進める	
第3章	市民の権利及び責務	第6条 市民の権利		
		第1項	まちづくりの主体、市政に参加する権利 市政情報を知る権利	
		第2項	自ら考え行動するために学ぶ権利	
		第7条 市民の責務		
		第1項	主体的にまちづくりに参加する	
		第2項	技術、能力等をまちづくりに還元する	
第4章	市議会、市等の責務	第8条 市議会の責務	市民意思の市政反映を運営 市政の調査と監視	
		第9条 市の責務		
		第1項	市民参加の拡充 市民意見の適切な市政反映	必要に応じて説明会開催及び市民検討会議等を設置 (説明会開催...平成18年度7回 平成19年度1回)
		第2項	情報と学習機会の提供	「富士見市協働によるまちづくり講座」(平成20年4月開始)
		第10条 市長の責務	条例の遵守 公正誠実な市政運営	
		第11条 市職員の責務		
		第1項	市民全体の奉仕者、地域の一員、市民との信頼関係向上に努める	
		第2項	能力開発と向上	人材育成基本方針(平成17年9月策定)
第5章	市民参加及び協働のまちづくりの推進	第12条 市民参加手続		
		第1項	市は適切で効果的な市民参加手続を行う	市民参加手続規則(平成16年5月1日施行)
		第2項	事前公表	審議会等の開催予定をHP等で事前公表(平成16年度68% 平成17年度73% 平成18年度83% 平成19年度集計中)
		第13条 市民意見提出手続	市民意見に対する市の考え方を公表 市民意見を勘案して意思決定する	市民参加手続規則によるパブリックコメントの運用 (平成16～19年度 14案件に対して応募144件)
		第14条 審議会等への参加	公募委員の選任に努める	審議会等の設置運営に関する指針(平成16年4月30日策定) (公募委員のいる審議会等...平成18年度44% 平成19年度48%)
		第15条 市民参加及び協働の推進		
		第1項	市民参加・協働事業の推進	市民参加・協働事業の取組み調査実施・報告 (平成19年度市民参加事業21件 協働事業37件)
	第2項	推進組織の整備	・市民懇談会 (平成16～19年度9回開催) ・庁内委員会 (平成16～19年度10回開催)	
		第16条 自主的なまちづくり活動の促進	情報提供、相談、技術的支援	・「富士見市協働によるまちづくり講座」(平成20年4月開始) ・担当課で随時相談に応じる
第6章	市政運営	第17条 計画的な総合行政	総合的、計画的な行政運営	基本構想
		第18条 情報の公開	情報提供の充実	情報公開条例 (平成16～19年度 開示請求35件 任意開示48件)
		第19条 説明責任	施策の立案、実施、評価の説明	必要に応じて説明会等開催 (説明会開催...平成18年度7回 平成19年度1回)(再掲)
		第20条 応答責任	市民意見要望への応答	市長への手紙、メール (平成16～19年度(2/29まで)332件 主な意見分野...道路 交通、保健福祉関係)
		第21条 個人情報の保護	個人情報の適正な取扱	個人情報保護条例 (平成16～19年度 開示請求10件)
		第22条 適正な行政手続	適正な処分、行政指導、届出	行政手続条例
		第23条 市民投票制度の活用	市民総意の確認	市民投票条例
		第24条 行政評価	行政評価の結果を施策に反映させる	
		第25条 健全な財政運営		
		第1項	中長期的財政計画に基づいた健全な財政運営	第4次基本構想(平13～22)/後期基本計画(平18～22)/実施計画(平20～22)
	第2項	わかりやすい財務資料を公開	広報ふじみ・HPに掲載(平成17年1月号平成16年度決算の あらまし 平成18年12月号ハラスシートからわかる富士見市の 財政事情 平成19年12月号ハラスシートからわかる富士見市の 財政事情 平成元年～18年度富士見市の財政状況HPに 掲載)	
第7章	位条 け置例 付の	第26条 条例の位置付け	条例理念を最大限に尊重する	
		第27条 条例の見直し	施行日(H16.4.1)から5年を超えない期間ごとに見直し	平成20年度第1次見直し
第8章	雑則	第28条 委任	規則で定める	市民参加手続、市民意見提出手続

No	自治体名	条例名	施行日	前文 (基本理念)	目的	位置付け	定義	基本理念	権利・役割・責務				議会	総合計画	行政評価	説明責任	情報公開	個人情報保護	行政手続	財政	住民投票	地域間連携	パブリックコメント	住民協働(参加)	情報の共有	地域コミュニティ	条例の見直し	その他	
									自治の基本原則	市民・町民・区民	市・町・区	市長・町長・区長																	
☆	富士見市	富士見市自治基本条例	H16.4.1		1	26	2		3~5	6・7	9	10	8	17	24	19	18	21	22	25	23		13	5・15	3		27	市民参加の原則4 市職員の責務11 市民参加手続12 審議会等への参加14 自主的なまちづくり活動の促進16 応答責任20	
1	東京都杉並区	杉並区自治基本条例	H15.5.1		1	31	2	3		4・5	7	12	8~10	14	21	19	17	18	16	22・23	26・27	30	28	25				事業者の権利及び責務6 執行機関に関する基本的事項11 執行機関の組織及び職員13 総合的な行政サービスの提供15 区民等の要望の取扱い20 区税等の賦課徴収24 附属機関等への参加29 付帯決議	
2	東京都狛江市	狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例	H15.4.1		1		2			4	3										23		13 ~15	24 ~29		付則	市民参加の手続き5・8 審議会等9・12 公聴会16・19 その他の市民参加手続20・22 狛江市市民参加と市民協働に関する審議会等30・33		
3	埼玉県草加市	草加市みんなでまちづくり自治基本条例	H16.10.1		1	5	2	3	4	6・7	11	10	9		17	12	13	14			27・28		15		13	29	議員の責務8 審議会委員などの公募16 まちづくりの環境整備18・22 まちづくりの参画手続23・26		
4	埼玉県久喜市	久喜市自治基本条例	H17.3.1		1	28	2		3	4・5	6	7	16	9	13	11	18	19	10	14	23	25	24	22	18	21	29	職員の責務8 意見要望苦情等への対応12 審議会等15 議員の責務17 情報の有効活用等20 国際社会との交流及び連携26 自治基本条例委員会の設置27	
5	東京都文京区	「文の京」自治基本条例	H17.4.1 H19.4.1 改正		1	43	2	3	4~7	8・9	16 ~19	29	20 ~23		28	32・34	31・33	31			39	41	37・38	35	5・27			地域活動団体の権利10 地域活動団体の責務11 非営利活動団体の権利と責務12・13 事業者の権利と責務14・15 区議会議員の責務24 執行機関等の基本的事項25 執行機関の責務26 職員の責務30 社会資源の活用等40 協働・協力の推進のしくみ42	
6	埼玉県秩父市	秩父市まちづくり基本条例	H17.5.24		1	27	2	3	4~6	12	17	15	16	19	23	8					22	24	25・26		20	7	14	28	意見・提言等の反映9 情報の収集及び管理10 まちづくりへの参画11 男女共同参画によるまちづくりの推進13 組織18 審議会等への参加21
7	埼玉県新座市	新座市自治憲章条例	H18.11.1		1	2	3	4		5・6	9	10	7	14	20	17				19	15	21	13			16		市議会議員の責務8 市職員の責務11 参画及び協働のための環境整備12 市民の意見等の取扱い及び権利利益の保護等18 改正22	
8	埼玉県熊谷市	熊谷市自治基本条例	H19.10.1		1	24	2		3~5	6・7	13	11	9		22	18	16	17			21		20		5	15	25	事業者の責務8 議員の責務10 職員の責務12 審議会等の委員の選任14 応答責任19 自治基本条例審議会の設置23	
9	埼玉県宮代町	宮代町まちづくり基本条例	H20.4.1		1	2	3		4	5・6		13	8~10	20	21	15	17	18	23	19	26	25					27	市民による自治活動7 町議会議員の基本的役割11 議員活動12 町職員の基本的役割14 市民参加16 行政組織22 危機管理24	

・各表中の は条例に記載がある場合で、右の数字が第何条に記載されているかを表しています  
 ・その他欄は表の分類に該当しないもので、右の数字が第何条に記載されているかを表しています